

# ○精勤章被授与者の選考に関する達

昭和30年8月29日  
海上自衛隊達第24号

改正 昭和36年10月14日 海上自衛隊達第84号 [第1次改正]

昭和51年3月15日 海上自衛隊達第7号 [第2次改正]

昭和55年12月5日 海上自衛隊達第26号 [海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第2条による改正]

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号 [潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第3条による改正]

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号 [海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第3条による改正]

平成21年3月27日 海上自衛隊達第6号 [一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第1条による改正]

平成23年4月1日 海上自衛隊達第7号 [防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第1条による改正]

平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号 [音響測定隊の編成等の細部に関する達附則第2項による改正]

平成30年3月30日 海上自衛隊達第17号 [第3次改正]

令和 7年3月24日 海上自衛隊達第26号

精勤章被授与者の選考に関する達を次のように定める。

精勤章被授与者の選考に関する達

(目的)

第1条 この達は、海曹長以下の自衛官に対し精勤章授与権者（以下「授与権者」という。）が精勤章を授与する場合における精勤章被授与者の選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選考権者)

第2条 精勤章被授与者の選考を行う者（以下「選考権者」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる者とする。

- (1) 海上幕僚監部にあつては、課長及びこれに準ずる者
- (2) 地方総監部及び地区総監部にあつては、室長及び課長
- (3) 自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、教育航空集団司令部、練習艦隊司令部及び隊群司令部にあつては、精勤章授与権者の指定する司令部の幹部海上自衛官
- (4) 護衛隊等及び東京音楽隊等にあつては、科長、分隊長及びこれに準ずる者で、精勤章授与権者の指定する幹部海上自衛官等

- (5) 自衛艦（クルーを置く部隊に所属する自衛艦を除く。）にあつては、自衛艦の長
- (6) 自衛艦（クルーを置く部隊に所属する自衛艦に限る。）にあつてはクルー長
- (7) 機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）にあつては、課長及びこれに準ずる者で、精勤章授与権者の指定する幹部海上自衛官等  
(選考要領)

第3条 選考権者は、表彰に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第19条第1項及び第2項による資格者（以下「資格者」という。）の勤続年月賞詞、善行ほう賞、勤務成績、戒告並びに公務によらない病気休暇及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第2項第2号に定める特別休暇について、第4条によりそれぞれの点数を求め、別表様式第1による精勤章被授与者選考調書（以下「選考調書」という。）を作成し、各階級ごとに選考の上、序列を決定し、第5条により別紙様式第2による序列名簿を作成し、選考調書を添えて順序を経て授与権者に提出する。

2 前項に定める資格者のうち、次に掲げる者は、精勤章被授与者の選考から除くものとする。

- (1) 幹部候補者
- (2) 幹部予定者課程学生
- (3) 航空学生
- (4) 海曹予定者課程学生（別に定める精勤章被授与者の選考期日以後の直近の海曹予定者課程に教育入隊させることを予定している海士を含む。）

(選考基準の取扱)

第4条 資格者は、別表の精勤章被授与者選考基準（以下「選考基準」という。）に基き、次の各号によりそれぞれ得点及び減点を与える。

- (1) 勤続年月に応じて勤続年月欄の年月数に対応する基本得点を与える。この場合において、勤続年月は、直前に精勤章を授与されたとき（精勤章を授与されたことのない者にあつては、入隊したとき。海曹に昇任してから精勤章を授与されたことのない者にあつては、海曹に昇任したとき。）から新たに精勤章を授与されるまでの期間（以下「勤務期間」という。）を暦月をもつて計算する。
- (2) 勤務期間において賞詞、善行ほう賞を授与された者に対しては、賞詞欄、善行欄にその種類回数に対応する得点を与える。
- (3) 勤務期間について、勤務成績を評定し、勤務成績欄の勤務成績に対応する勤務成績得点を与える。この場合、各階級ごとに勤務成績の配分ができるだけ次の標準に合致するよう評定するものとする。

秀の者 被評定者の1割

優の者 被評定者の3割

良以下の者 被評定者の6割

- (4) 勤務期間において懲戒処分を受けた者は、懲戒欄の種類に対応する懲戒減点を与える。

(5) 勤務期間において、病気その他の事由による休暇を与えられた者は、当該休暇日数のうち30日を越える分に対し1日につき1点の割合で、病気その他の事由による休暇減点を与える。

(序列名簿の作成)

第5条 序列名簿の作成にあたっては、各階級ごとに次の各号に定めるところにより順位を決定する。

- (1) 前条により求めた総合点数の高い者を上位とする。
- (2) 総合点数が同じ場合は、勤務年月算定の基礎となつた日数の多い者を上位とする。
- (3) 前号の日数が同じ場合は、勤務成績得点の高い者を上位とし、これが同じ場合は年令の高い者を上位とする。

(精勤章授与者の決定)

第6条 授与権者は、選考権者から提出された序列名簿の順位に基き選考の上精勤章被授与者を決定する。

(精勤章被授与者員数の調整)

第7条 2以上の精勤章授与単位を隷下にもつ部隊等の長は、精勤章授与単位ごとに選考した場合、被授与者に著しく均衡を失するときは、それぞれの精勤章授与単位の被授与者員数を調整することができる。

附 則

この達は、昭和30年8月10日から適用する。

附 則 [第1次改正による附則]

この達は、昭和36年10月14日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

附 則 [第2次改正による附則]

この達は、昭和51年3月15日から施行する。

附 則 [海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則 [潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則 [海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 [一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄]

(施行期日)

- 1 この達は、平成21年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条〔中略〕の規定による改正前の次に掲げる達の規定は、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令（平成21年防衛省訓令第14号）附則第2条

の適用を受ける一般曹候補学生が存する間は、なおその効力を有する。

(1) 精勤章被授与者の選考に関する達第3条第2項

附 則〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。

様式第1（第3条関係）

精 勤 章 被 授 与 者 選 考 調 査

|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|------------|------------|----------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 所属部課名          |                                                                                                                            | 階 級    |            | 氏 名        |            | 年 令<br>(満何才何月) |                        | 選 考 権 者 階 級 氏 名         |                          |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |
| 任 年            | 月                                                                                                                          | 用 日    | ① 基本<br>得点 | ② 賞詞<br>得点 | ③ 善行<br>得点 | ④ 勤務成績<br>得点   | A 得 点 合 計<br>(①+②+③+④) |                         | ⑤ 減 点 合 計<br>(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨) |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         | ◎ 総合<br>点数               |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         | 各階級の精<br>勤 順 位           |                         |
| 減<br><br><br>点 | ⑤                                                                                                                          | ⑥ 停 職  |            |            |            |                | ⑦ 減 給                  |                         |                          | ⑧                       |
|                | 降<br>格                                                                                                                     | 5<br>日 | 4<br>日     | 3<br>日     | 2<br>日     | 1<br>日         | $\frac{1}{5}$<br>(1箇月) | $\frac{1}{10}$<br>(1箇月) | $\frac{1}{15}$<br>(1箇月)  | $\frac{1}{30}$<br>(1箇月) |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |
|                | 病気その他の事由による<br>休 暇 日 数                                                                                                     |        |            |            |            | 病 名            |                        |                         | ⑨                        |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         | 病気その他の事由による<br>休 暇 減 点   |                         |
|                |                                                                                                                            |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |
| 備<br><br>考     | <p>(注)</p> <p>イ、任用年月日欄は最初に精勤章を授与される資格者について記入し、じ後、精勤章を授与されるものについては、精勤章授与年月日と読み替えるものとする。</p> <p>ロ、<math>A - B = C</math></p> |        |            |            |            |                |                        |                         |                          |                         |

様式第2 (第3条関係)

[illegible]

別 表（第4条関係）

| 勤続年月          | 海士長等 | 6月      | 7月               | 8月               | 9月               | 10月               | 11月               | 1年                | 1年1月以上<br>1年4月未満 | 1年4月以上<br>1年7月未満 | 1年7月以上<br>1年11月未満 | 1年11月以上<br>2年3月未満 | 2年3月以上 |
|---------------|------|---------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------|
|               | 海 曹  | 1年      | 1年1月以上<br>1年3月未満 | 1年3月以上<br>1年5月未満 | 1年5月以上<br>1年7月未満 | 1年7月以上<br>1年11月未満 | 1年9月以上<br>1年11月未満 | 1年11月以上<br>2年1月未満 | 2年1月以上<br>2年7月未満 | 2年7月以上<br>3年1月未満 | 3年1月以上<br>3年9月未満  | 3年9月以上<br>4年5月未満  | 4年5月以上 |
| 基本得点          |      | 40      | 50               | 60               | 70               | 80                | 90                | 100               | 130              | 154              | 174               | 190               | 200    |
| 賞 詞           |      | 第1級賞詞   | 第2級賞詞            | 第3級賞詞            | 第4級賞詞            | 第5級賞詞             | 善 行               |                   | 1回               | 2回               | 3回                | 4回                | 5回以上   |
| 賞詞得点          |      | 100     | 70               | 50               | 40               | 30                | 善行得点              |                   | 20               | 40               | 60                | 80                | 100    |
| 勤務成績          |      | 秀       |                  |                  | 優                |                   |                   | 良                 |                  |                  | 可                 |                   | 不可     |
| 勤務成績得点        |      | 50      |                  |                  | 40               |                   |                   | 30                |                  |                  | 20                |                   | 0      |
| 懲戒            | 種類   | 降 任     | 停 職              |                  |                  |                   |                   | 減 給               |                  |                  |                   | 戒 告               |        |
|               |      |         | 5日               | 4日               | 3日               | 2日                | 1日                | 5分の1<br>(1箇月)     | 10分の1<br>(1箇月)   | 15分の1<br>(1箇月)   | 30分の1<br>(1箇月)    |                   |        |
| 減 点           |      | 150     | 50               | 45               | 40               | 35                | 30                | 40                | 35               | 30               | 15                | 10                |        |
| 病気その他の事由による休暇 |      | 1日につき1点 |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                  |                  |                   |                   |        |

(注) 1 病気休暇その他の事由による休暇の減点はその直後の選考の際にのみ減点する。

- 2 軽処分は処分後  
     海曹においては1年6箇月  
     海士においては9箇月  
     に限り減点する。
- 3 重処分は処分後  
     海曹においては2年  
     海士においては1年  
     に限り減点する。